

八戸圏域水道企業団ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八戸圏域水道企業団有料広告掲載等に関する基本方針（平成22年3月17日制定。第15条において「基本方針」という。）に定めるもののほか、八戸圏域水道企業団（以下「企業団」という。）ホームページに掲載する広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の位置)

第2条 広告を掲載する位置は、企業団ホームページのうち企業長が指定する場所とする。

(広告の規格等)

第3条 企業団ホームページに掲載する広告の1枠の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦60ピクセル、横210ピクセル
- (2) 形式 画像形式は、GIF（アニメーション可）、JPEG 又は PNG のいずれかの形式とする。
ただし、アニメーションなどの動きのあるものについては、閲覧者への身体的負担とならないように配慮されたものに限る。
- (3) 容量 10KB 以内

2 企業団ホームページに掲載することができる広告は、10枠以内とする。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は1年を単位とする。

2 広告掲載期間中に企業団の都合により企業団ホームページに掲載した広告を閲覧することができない時間が生じたときは、当該閲覧することができない時間に相当する数を24で除して得た数（その数が1に満たないとき、又はその数に1に満たない端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する日数を掲載期間に加えるものとする。

(広告掲載料の額)

第5条 広告掲載料は、1枠当たり年額30,000円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とする。

(募集の方法)

第6条 広告の掲載を希望する者（次条及び第8条において「掲載希望者」という。）の募集は、募集する広告の枠数、募集期間等の必要事項を企業団広報紙及び企業団ホームページ等に掲載して行うものとする。ただし、掲載希望件数が募集枠数に満たないときは、次の順位により、掲載対象者を選定して広告掲載の案内をすることができる。

- (1) 公社、独立行政法人、公益法人及びそれに類するもの
- (2) 私企業のうち、公益的性格のある企業で、圏域内に事業所等を有するもの
- (3) 前号に規定するもの以外の私企業又は自営業で圏域内に事業所等を有するもの
- (4) その他広告を掲載する者として適当であると企業長が認めるもの

(広告掲載の申込み)

第7条 掲載希望者は、ホームページ広告掲載申込書(別記第1号様式)に掲載しようとする広告の案及び画像データを添えて企業長に提出しなければならない。当該画像データの作成費は、掲載希望者の負担とする。

(広告掲載の決定等)

第8条 企業長は、前条に掲げる申込書を受理したときは、募集期間終了後、速やかに広告掲載の可否を決定し、書面により掲載希望者にその結果を通知するものとする。

2 前条の規定による掲載希望件数が広告の募集枠数を超えたときは、抽選により決定するものとする。

3 企業長は、必要があると認めるときは、掲載希望者に対し必要な書類の提出を求めることができる。

(広告掲載料の納付)

第9条 前条第1項の規定により広告掲載の決定の通知を受けた者(以下「広告主」という。)は、広告掲載料を掲載開始日の5日前(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下この条において「休日」という。)、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日)までに一括納付しなければならない。ただし、企業長が必要と認めるときは、この限りでない。

(広告掲載料の還付)

第10条 既納の広告掲載料は、原則として還付しない。ただし、広告主の責めに帰することができない理由により広告を掲載することができなくなったとき(第4条第2項に規定する場合を除く。)は、当該掲載することができない期間に応じ、既納の広告掲載料を還付するものとする。

(広告の掲載)

第11条 企業長は、第9条の規定により広告掲載料が納付された場合に限り、指定した広告枠に広告を掲載するものとする。

(広告主の責任)

第12条 広告の内容に関する一切の責任は、当該広告主が負うものとする。

(広告等の変更)

第13条 広告主は、広告の掲載期間が長期に渡る場合、広告内容等を変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の内容等を変更しようとするときは、変更しようとする日の10日前までに、ホームページ広告掲載変更申込書(別記第2号様式)及び画像データを企業長に提出し、その承認を得なければならない。

(広告掲載の取下げ)

第14条 広告主は、自己の都合により、企業団ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載の取下げをしようとするときは、書面により企業長に申し

出なければならない。

(広告掲載の取消し)

第 15 条 企業長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中においても当該広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主が広告掲載料を期日までに納入しなかったとき。
 - (2) 広告主が基本方針の広告掲載者の資格に該当しなくなったとき、又は虚偽の申請により広告掲載の決定を受けたことが判明したとき。
 - (3) 前各号に掲げる場合のほか、掲載上支障があると認められるとき。
- (その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 15 日から施行する。

ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

（あて先）八戸圏域水道企業団企業長

下記のとおり、企業団ホームページへのバナー広告の掲載を申し込みます。

1 申込者

住 所 (所在地)	〒		
		電話	FAX
名称			
代表者名			
担当者名		連絡先	電話
			E-Mail

2 掲載希望期間

年 月 日 ～ 年 月 日（1年）

3 掲載希望内容

広告案（縦 60 ピクセル×横 210 ピクセルの見本を貼付してください。）

データ形式（ GIF JPEG PNG ） データ量（ KB）※小数点以下切捨て・最大 10KB
アニメーション（ あり なし ）※色の変化等も含む。

4 バナーのリンク先アドレス

※申込み時にバナー広告案を次の E メールアドレスに送信してください。

hassui01@jomon.ne.jp

ホームページ広告掲載変更申込書

年 月 日

(あて先) 八戸圏域水道企業団企業長

下記のとおり、企業団ホームページへのバナー広告の掲載の変更を申し込みます。

1 申込者

住 所 (所在地)	〒		
	電 話		FAX
名 称			
代表者名			
担当者名		連絡先	電 話
			E-Mail

2 変更内容 (該当するものに○をつけてください)

- ・デザインの変更 (縦 60 ピクセル×横 210 ピクセルの見本を貼付してください。)

- ・リンク先の変更 (アドレス)

3 変更希望時期 年 月 日

※この申込書は、変更希望日の 10 日前までに提出してください。